

株式会社NTTドコモから提出された 四半期報告の概要及び確認の結果

**平成30年度第1四半期
(平成30年4月～6月)**

この資料は、第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（以下「開設指針」という。）に基づき、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）から提出された四半期報告の概要を確認の結果とともに公表するものである。

※第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画（3,400MHzを超える3,480MHz以下の周波数を使用する特定基地局）の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）に関する四半期報告。

1. 報告結果

1 サービスの状況

特定基地局によるサービスについては、平成32年1月の開始を計画しているため、今四半期では開始に至っていない。

2 特定基地局の整備計画

	今四半期の実績値	計画値(平成30年度末)
特定基地局数	0局	0局
特定基地局の人口カバー率	0%	0%
高度特定基地局の開設数	0局	0局

3 安全・信頼性を確保するための対策

人為ミスの防止対策、設備容量の確保対策、ソフトウェアバグの防止対策、及びその他対策の観点について、開設計画どおり取り組んでいる。

4 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

MVNOについて、NTTドコモと直接契約をしている事業者（以下「契約事業者」という。）の総数は28者^{*}である。

※ただし、NTTドコモとの直接契約ではなく、契約事業者からの再卸により利用している事業者（以下「再卸先事業者」という。）が存在しているため、NTTドコモのネットワークを利用しているMVNOは28者に限らないことを考慮する必要がある。（「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成29年9月最終改定）に基づき、MNOはMVNOと契約している具体的顧客名について一般的に聴取する理由がないとされているため、NTTドコモでは再卸先事業者に関する情報を把握していない。）

5 混信等の防止に関する事項

認定開設者2者において以下のとおり実施している。

＜既設の無線局等との混信防止＞

- ・平成30年4月より認定開設者間の協議を開始。
- ・認定開設者間で、宇宙無線通信の業務を行う地球局との混信防止に関する特定基地局と地球局間の干渉保護基準及び隣接周波数の場合のフィルタ効果の考え方等について検討、協議中。

＜他の認定開設者との混信防止＞

- ・平成30年4月より認定開設者間の協議を開始。
- ・平成30年6月に3,480～3,600MHzの周波数を使用する既存事業者との協議を開始し、対象となる運用周波数、混信防止に関する事項について概ね合意。

＜受信設備に係る体制＞

- ・平成30年4月より認定開設者間での協議を開始し、以下の内容について合意。
 - 認定開設者間で協同して窓口を設置すること。
 - 3,480～3,600MHzの周波数を使用する既存事業者との合意を得た上で、3.5GHz帯で設置済みの窓口業務を3.4GHz帯の問い合わせ対応等にも拡張して実施すること。

6 電波の能率的な利用の確保

	今四半期の 実績値	計画値 (平成30年度末)
指定済周波数を使用する基地局数	78,784局	80,776局
指定済周波数を使用する基地局の 人口カバー率	99.9%	99.9%
4G基地局の開設数	51,710局	53,387局
4G基地局の人口カバー率	97.9%	97.8%
特定基地局又は指定済周波数による エリア外人口の解消数	1,832人	1,851人
特定基地局又は指定済周波数による 面積カバー率	60.0%	60.7%

7 その他

特記事項はない。

2. 確認結果

開設指針及び開設計画に基づき適切に実施されていることを確認した。